



市章

# 彦根市公報

令和5年(2023年)9月1日  
第1899号  
金曜日

定日発行 毎月1日、15日 2回

## 目次

- 規則
  - 53 彦根市公報発行規則の一部を改正する規則 ..... 1
  - 54 彦根市漂流物等取扱規則の一部を改正する規則 ..... 2
- 訓令
  - 15 彦根市法規審査会規程を廃止する訓令 ..... 3
  - 16 彦根市例規集編さん規程の一部を改正する訓令 ..... 3
- 告示
  - 202 自転車等の移動および保管 ..... 4
  - 203 自転車等の移動および保管 ..... 5
  - 204 自転車等の移動および保管 ..... 5
  - 205 自転車等の移動および保管 ..... 6
  - 206 自転車等の移動および保管 ..... 6
  - 207 彦根市都市再生整備計画(南彦根駅周辺地区)第2期策定委員会設置要綱 ..... 7
- 公告
  - 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 ..... 8
  - 公示送達について公告 ..... 8
  - 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 ..... 17
- 農業委員会告示
  - 10 彦根市農業委員会定期総会の招集 ..... 17
- 水道事業告示
  - 17 彦根市指定給水装置工事事業者の廃止届出書を受理したもの ..... 17
  - 18 彦根市水道料金の水量認定に関する取扱要綱の一部改正 ..... 17

## 規則

彦根市公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月9日

彦根市長 和田裕行

### 彦根市規則第53号

彦根市公報発行規則の一部を改正する規則

彦根市公報発行規則(昭和36年彦根市規則第16号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、総務課長が必要と認めたものは、公報に登載しないものとする。

第5条を次のように改める。

(登載の省略)

第5条 公報に登載する事項のうち公報の本紙に登載することが困難である部分または不適當であると認める部分で、彦根市公告式条例(昭和36年彦根市条例第47号)に基づく公表その他の方法により閲覧に供するものは、登載を省略することができる。

第7条を次のように改める。

(閲覧)

第7条 公報は、市役所に備え付け、および市ホームページに掲載して市民の閲覧に供するものとする。

第8条および第9条を削る。

別記様式を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

彦根市漂流物等取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月9日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第54号

彦根市漂流物等取扱規則の一部を改正する規則

彦根市漂流物等取扱規則(昭和45年彦根市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「届け出」を「届出」に、「取り扱い」を「取扱い」に改める。

第2条の見出しを「(拾得の届出)」に改め、同条中「拾得届(別記様式第1号)を提出し、かつ当該拾得物件(以下「物件」という。)」を「当該拾得物件および拾得届(別記様式第1号)」に改める。

第3条の見出しを「(拾得物件の受領)」に改め、同条中「物件を」を「、拾得物件を」に改める。

第4条の見出し中「物件」を「拾得物件」に改め、同条中「物件」を「拾得物件」に、「市長において」を「市長が」に改める。

第5条中「第2条」を「、第2条」に、「届け出」を「届出」に、「その要領」を「、その要領」に改める。

第6条の見出しを「(拾得物件の引渡請求)」に改め、同条中「物件」を「拾得物件の所有者」に、「、いつでも所有者は」を「いつでも、」に、「引き渡し」を「引渡し」に改める。

第6条の2の見出し中「物件交付」を「拾得物件の交付」に改め、同条第1項中「確認のうえ」を「、請求の内容を確認の上、」に、「物件」を「拾得物件」に改め、同条第2項中「前項の規定により所有者が物件」を「所有者は、前項の規定により拾得物件」に改める。

第7条の見出し中「物件交付」を「拾得物件の交付」に改め、同条第1項中「物件の引き渡し」を「拾得物件の引渡し」に、「拾得者」を「、拾得者」に、「物件を」を「拾得物件を」に、「、物件」を「、拾得物件」に改め、同条第2項中「前項の規定により拾得者が物件」を「拾得者は、前項の規定により拾得物件」に改め、同条第3項中「特に」を「、特に」に改め、「あるときは」の次に「、市長は」を加える。

第8条を次のように改める。

(遺失物の届出)

第8条 自己の所有、占有または使用に係る物件が漂流物または沈没品となった者がその旨を市長に届け出るときは、遺失物等届出書(別記様式第8号)によるものとする。

別記様式第7号の次に次の1様式を加える。

様式第8号(第8条関係)

年 月 日

彦根市長 様

遺失者  
住所  
氏名  
電話番号

遺失物等届出書

物件を遺失したので、次のとおり届け出ます。

1 遺失物件

## 2 形状および特徴

3 遺失年月日 年 月 日

4 遺失場所 ※必要に応じ地図を添付すること。

付 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。  
(彦根市役所支所および出張所処務規則の一部改正)
- 彦根市役所支所および出張所処務規則(昭和43年彦根市規則第8号)の一部を次のように改正する。  
第6条中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号を第16号とし、第18号を第17号とする。

## 訓 令

## 彦根市訓令第15号

彦根市法規審査会規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和5年8月9日

彦根市長 和田裕行

彦根市法規審査会規程を廃止する訓令

彦根市法規審査会規程(昭和40年彦根市訓令第20号)は、廃止する。

付 則

(施行期日)

- この訓令は、令和5年8月9日から施行する。  
(彦根市事務処理規程の一部改正)
- 彦根市事務処理規程(平成29年彦根市訓令第2号)の一部を次のように改正する。  
第18条を次のように改める。  
第18条 削除

## 彦根市訓令第16号

彦根市例規集編さん規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年8月9日

彦根市長 和田裕行

彦根市例規集編さん規程の一部を改正する訓令

彦根市例規集編さん規程(昭和36年彦根市訓令第15号)の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「(趣旨)」を付する。

第2条に見出しとして「(定義)」を付し、同条中「例規」を「(例規)」に、「条例」を「、条例」に、「告示および訓令」を「訓令、告示」に改める。

第3条に見出しとして「(目録等)」を付し、同条第1項中「とおりとし加除式とする」を「とおりとする」に改める。

第4条を削る。

第5条に見出しとして「(改廃の手続)」を付し、同条第1項中「遅滞なく」を「、遅滞なく」に、「手続き」を「手続」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 総務課長は、例規の制定改廃があったときその他例規の情報に変更が生じたときは、速やかに、例規集の情報の内容を整備するものとする。

第 5 条を第 4 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(例規集の調製)

第 5 条 例規集は、電磁的記録により調製するものとし、年 4 回データの更新を行うものとする。この場合において、総務課長が特に必要と認めるときは、随時、データの更新を行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、年 1 回紙媒体の例規集を調製するものとする。

第 6 条を次のように改める。

(閲覧)

第 6 条 例規集は、紙媒体を市役所に備え付け、および電磁的記録を市ホームページに掲載して市民の閲覧に供するものとする。

別表第 3 類第 5 章の項を削り、同表第 4 類第 6 章の項の次に次のように加える。

第 7 章 その他

別表第 8 類第 3 章の項の次に次のように加える。

第 4 章 介護保険

第 5 章 後期高齢者医療

別表第 9 類第 2 章の項を次のように改める。

第 2 章 環境衛生

別記様式を削る。

付 則

この訓令は、令和 5 年 8 月 9 日から施行する。

## 告 示

彦根市告示第 202 号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成 9 年彦根市条例第 1 号。以下「条例」という。)第 11 条第 2 項の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 5 年 8 月 4 日

彦根市長 和田裕行

### 記

1 移動理由

条例第 11 条第 2 項に該当したため

2 移動区域

福満公園

3 移動日時

令和 5 年 7 月 27 日 午前 10 時から午前 10 時 30 分まで

4 保管場所

彦根市山之脇町 33 番地 1 地先

5 保管期間

告示の日から 3 箇月間

6 返還日時

(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。)とする。

(2) 返還時間は、午前 9 時から午後 5 時までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

次のものを持参の上、保管場所で返還の申請をする。

(1) 自転車等の鍵

(2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)

(3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

## 8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

## 9 問合せ先

彦根市都市政策部都市計画課(電話 0749-30-6124)

## 彦根市告示第203号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成9年彦根市条例第1号。以下「条例」という。)第10条の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第12条第1項の規定により告示する。

令和5年8月4日

彦根市長 和田裕行

## 記

## 1 移動理由

条例第10条に該当したため

## 2 移動区域

彦根駅前自転車等放置禁止区域

## 3 移動日時

令和5年6月19日午後1時頃

## 4 保管場所

彦根駅西自転車駐車場2階(彦根市大東町4番8号)

## 5 保管期間

告示の日から3箇月間

## 6 返還日時

(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)とする。

(2) 返還時間は、午前9時から午後4時30分までとし、事前に市と協議の上、決定する。

## 7 返還手続

事前に交通政策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。

(1) 自転車等の鍵

(2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)

(3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

## 8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

## 9 問合せ先

彦根市都市政策部交通政策課(電話 30-6134)

## 彦根市告示第204号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成9年彦根市条例第1号。以下「条例」という。)第10条の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第12条第1項の規定により告示する。

令和5年8月4日

彦根市長 和田裕行

## 記

## 1 移動理由

条例第10条に該当したため

## 2 移動区域

南彦根駅前自転車等放置禁止区域

## 3 移動日時

令和5年6月19日午後1時頃

## 4 保管場所

彦根駅西自転車駐車場 2 階(彦根市大東町 4 番 8 号)

5 保管期間

告示の日から 3 箇月間

6 返還日時

(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。)とする。

(2) 返還時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

事前に交通政策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。

(1) 自転車等の鍵

(2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)

(3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市都市政策部交通政策課(電話 30 - 6134)

彦根市告示第 205 号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成 9 年彦根市条例第 1 号。以下「条例」という。)第 10 条の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 5 年 8 月 4 日

彦根市長 和田 裕 行

記

1 移動理由

条例第 10 条に該当したため

2 移動区域

稲枝駅前自転車等放置禁止区域

3 移動日時

令和 5 年 6 月 29 日午後 1 時頃

4 保管場所

彦根駅西自転車駐車場 2 階(彦根市大東町 4 番 8 号)

5 保管期間

告示の日から 3 箇月間

6 返還日時

(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。)とする。

(2) 返還時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

事前に交通政策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。

(1) 自転車等の鍵

(2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)

(3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市都市政策部交通政策課(電話 30 - 6134)

彦根市告示第 206 号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成 9 年彦根市条例第 1 号。以下「条例」という。)

第11条第2項の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第12条第1項の規定により告示する。

令和5年8月4日

彦根市長 和田裕行

記

1 移動理由

条例第11条第2項に該当したため

2 移動区域

彦根市内の道路、河川および公共の用に供する場所

3 移動日時

令和5年6月9日午後2時頃

4 保管場所

彦根駅西自転車駐車場2階(彦根市大東町4番8号)

5 保管期間

告示の日から3箇月間

6 返還日時

(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)とする。

(2) 返還時間は、午前9時から午後4時30分までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

事前に交通政策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。

(1) 自転車等の鍵

(2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)

(3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市都市政策部交通政策課(電話30-6134)

彦根市告示第207号

彦根市都市再生整備計画(南彦根駅周辺地区)第2期策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和5年8月9日

彦根市長 和田裕行

彦根市都市再生整備計画(南彦根駅周辺地区)第2期策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第46条第1項の規定に基づく都市再生整備計画(南彦根駅周辺地区)第2期(以下「第2期整備計画」という。)を策定するため、彦根市都市再生整備計画(南彦根駅周辺地区)第2期策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の求めに応じ、次に掲げる事項の調査審議を行い、市長に意見を述べるものとする。

(1) 第2期整備計画の策定に関すること。

(2) 都市再生整備計画(南彦根駅周辺地区)第1期の評価に関すること。

(3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 彦根商工会議所の代表者

(3) 市の関係職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱または任命の日から第 2 期整備計画の策定が完了する日までとする。

(会長)

第 5 条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求めてその意見または説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第 7 条 会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障があると会長が認める場合は、この限りでない。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、都市政策部都市計画課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付 則

1 この告示は、令和 5 年 8 月 9 日から施行する。

2 この告示の施行後最初の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

3 この告示は、第 2 期整備計画の策定が完了した日限り、その効力を失う。

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 5 年 8 月 7 日

彦根市長 和田裕行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
(略)	彦根市八坂町字浜手 1597 番および 1597 番 1	383.00 m <sup>2</sup>	令和 5.8.7	942

公示送達について公告

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所および事業所が明らかでないため、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 20 条の 2 の規定により公示送達をする。

送達すべき書類は、彦根市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。

令和 5 年 8 月 14 日

彦根市長 和田裕行

送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類
--------------	---------



(略)	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第1期から第4期まで)
	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第1期から第2期までおよび令和5年10月から令和6年2月まで)
	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第1期から第4期まで)
	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第1期から第4期まで)
	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第1期から第4期まで)
	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第1期から第4期まで)
	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第1期から第4期まで)
	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第1期から第4期まで)
	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第1期から第4期まで)
	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第2期から第4期まで)
	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第1期から第4期まで)
	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第1期から第4期まで)
	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第1期から第4期まで)

(略)	令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 1 期から第 4 期まで)
	令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 1 期から第 4 期まで)
	令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 1 期から第 4 期まで)
	令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 1 期から第 4 期まで)
	令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 1 期から第 4 期まで)
	令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 1 期から第 4 期まで)
	令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 1 期から第 4 期まで)
	令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 1 期から第 4 期まで)
	令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 2 期から第 4 期まで)
	令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 2 期から第 4 期まで)
	令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 1 期から第 4 期まで)
	令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 2 期)
	令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 1 期から第 4 期まで)
	令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 2 期から第 4 期まで)
	令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 1 期から第 4 期まで)

(略)	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第1期から第4期まで)
	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第1期から第4期まで)
	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第1期から第4期まで)
	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第1期から第4期まで)
	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第1期から第4期まで)
	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第1期から第4期まで)
	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第1期から第4期まで)
	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第1期から第4期まで)
	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第1期)
	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第1期から第4期まで)
	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第1期から第4期まで)
	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第1期から第4期まで)
	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第2期から第4期まで)
	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第1期)

(略)

令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 1 期から第 4 期まで)
令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 1 期)
令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 1 期から第 4 期まで)
令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 1 期から第 4 期まで)
令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 2 期から第 4 期まで)
令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 1 期から第 4 期まで)
令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 1 期から第 4 期まで)
令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 1 期から第 4 期まで)
令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 1 期から第 4 期まで)
令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 1 期から第 4 期まで)
令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 2 期から第 4 期まで)
令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 1 期から第 4 期まで)
令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 1 期から第 4 期まで)

(略)	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第2期から第4期まで)
	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第1期から第4期まで)
	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第1期から第4期まで)
	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第1期から第4期まで)
	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第1期から第4期まで)
	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第2期から第4期まで)
	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第1期から第4期まで)
	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第1期から第4期まで)
	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第1期)
	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第1期)
	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第1期から第4期まで)
	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第1期から第4期まで)
	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第1期から第4期まで)
	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第1期から第4期まで)

(略)	令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 1 期から第 4 期まで)
	令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 1 期から第 4 期まで)
	令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 1 期から第 4 期まで)
	令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 1 期から第 4 期まで)
	令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 1 期から第 4 期まで)
	令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 1 期から第 4 期まで)
	令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 1 期から第 4 期まで)
	令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 1 期から第 4 期まで)
	令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 1 期から第 4 期まで)
	令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 1 期から第 4 期まで)
	令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 1 期)
	令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 1 期から第 4 期まで)
	令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 1 期から第 4 期まで)
	令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 1 期から第 4 期まで)
	令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 1 期から第 4 期まで)

(略)	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第1期から第4期まで)
	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第1期から第4期まで)
	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第1期から第4期まで)
	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第1期)
	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第1期から第4期まで)
	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第1期から第4期まで)
	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第2期)
	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第2期)
	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第1期)
	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第2期から第4期まで)
	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第1期から第4期まで)
	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第2期)
	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第1期から第4期まで)
	令和5年度(2023年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第1期)

(略)	令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 2 期から第 4 期まで)
	令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 1 期から第 4 期まで)
	令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 1 期から第 4 期まで)
	令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 1 期から第 4 期まで)
	令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 1 期から第 4 期まで)
	令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 1 期から第 4 期まで)
	令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 1 期から第 4 期まで)
	令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 1 期から第 4 期まで)
	令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 1 期)
	令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 1 期から第 4 期まで)
	令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 2 期から第 4 期まで)
	令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 1 期から第 4 期まで)
	令和 5 年度(2023 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (第 1 期から第 4 期まで)
	令和 4 年度(2022 年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (過年 3 期)



## 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和5年8月14日

彦根市長 和田裕行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
彦根市戸賀町83番地3(105号) 株式会社アールエステート 代表取締役 田中 智家臣	彦根市彦富町字下舟床618番1および619番 彦根市彦富町字井戸620番、620番2、620番3、620番4、620番7、621番1および621番2	4,414.95 m <sup>2</sup>	令和5.8.14	944

## 農業委員会告示

## 彦根市農業委員会告示第10号

彦根市農業委員会定期総会を下記のとおり招集する。

令和5年8月3日

彦根市農業委員会

会長 田中金二

記

- 日時 令和5年8月10日(木) 午後1時30分から午後4時まで
- 場所 彦根市役所5階 会議室5-1、5-2
- 議題
  - 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
  - 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
  - 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - 彦根市農用地利用集積計画(案)について
  - 彦根市農用地利用集積等促進計画(案)について

## 水道事業告示

## 彦根市水道事業告示第17号

彦根市指定給水装置工事事業者規程(平成10年彦根市水道部規程第2号)第7条第3項の規定により、彦根市指定給水装置工事事業者の廃止届出書を受理したものは、下記のとおりである。

令和5年8月9日

彦根市長 和田裕行

記

登録番号	氏名または名称	代表者の氏名	事業所の所在地	指定年月日	廃止年月日
524	株式会社日栄機器	代表取締役 日高 秀幸	彦根市東沼波町715番地	令和2年9月9日	令和5年7月1日

## 彦根市水道事業告示第18号

彦根市水道料金の水量認定に関する取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年8月9日

彦根市長 和田裕行

彦根市水道料金の水量認定に関する取扱要綱の一部を改正する告示

彦根市水道料金の水量認定に関する取扱要綱(平成23年彦根市水道事業告示第20号)の一部を次のように改正する。

別記様式第3号を次のように改める。

別記様式第 3 号(第 12 条関係)

第 号  
年 月 日

様

彦根市長



## 使用水量認定決定通知書

年 月 日付で申請のありました水道使用水量認定申請について、彦根市水道料金の水量認定に関する取扱要綱第 12 条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

## 記

使用者名		お客様番号		
水栓所在地	彦根市			
認 定 詳 細				
年 月 調定分		当 初	更 正 後	差 引
	水 量	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
	水道料金	円 (内消費税 円)	円 (内消費税 円)	円 (内消費税 円)
(備 考)				

消費税の適用税率は %です。

適格請求書発行事業者

彦根市上下水道部 水道事業

登録番号 T9-8000-2000-0667

付 則

この告示は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。